

---

## 「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第2号）等の一部改正について

---

日証協 平 18. 3. 14

本協会では、3月14日の自主規制会議において、「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第2号）等の一部改正についての一部を改正した。

本協会では、平成16年10月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、フェニックス区分の取扱い及びエマージング区分からオーディナリー区分への移行基準の見直しについて検討を行ってきた。

今般、ワーキングでの結果が取りまとまったことを受け、これを実現するために「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第2号）等の一部について、所要の見直しを図るものである。

本規則施行は、平成18年4月1日から施行する。

理事会決議の趣旨骨子及び全文は、それぞれ以下のとおりである。

## 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)等の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日  
日本証券業協会

### ・改正の趣旨

本協会では、平成 16 年 10 月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、フェニックス区分の取扱い及びエマージング区分からオーディナリー区分への移行基準の見直しについて検討を行ってきたところである。

今般、ワーキングでの結果が取りまとまったことを受け、これを実現するために「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)等の一部について、以下のとおり所要の改正を行うこととする。

### ・改正の骨子

- ・ 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正

フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならないものとする。

イ) 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。

ロ) 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより上場廃止となった場合において、当該手続等が完了していること。

(第6条第3項)

エマージング区分についての確認について、従来の経常利益の達成度合いの判定基準に加え、売上高又は営業利益の項目を追加し、いずれかにおいて増加していることを確認するものとする。

(第13条第3項)

取扱会員としての指定の取消しの届出は、指定の取消しを希望する日の前月の応当する日(応当する日がない場合には、その月の末日)の前日までに行わなければならないものとする。

(第35条第3項)

取扱会員としての指定の取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則、継続して店頭取引を行わなければならない。

(第35条第4項)

グリーンシート制度負担金の本協会に納入については、グリーンシート銘柄の発行会社が納入することを妨げないものとする。この場合において、取扱会員は、グリーンシート銘柄の発行会社に対し、グリーンシート制度負担金の納入するよう責任を持って指導しなければならない。

(第41条)

その他所要の整備を図る。

- ・ 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)別表の一部改正について

エマージング区分についての確認について、従来の経常利益の達成度合いの判定基準に加え、売上高又は営業利益の項目を追加する。

- ・ 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)細則の一部改正について

所要の整備を図る。

- ・ 「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)細則別表の一部改正について

所要の整備を図る。

## ・ 施行の時期

平成18年4月1日から施行する。

以 上

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>(定 義)</b></p> <p><b>第2条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1 ~ 3 ( 現行どおり )</p> <p>4 会社内容説明書</p> <p>店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、証取法第2条第2項第5号の3に規定する優先出資証券及び同項第7号の2に規定する投資証券に係るものについてはこの規則第6条第<u>5</u>項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>5 ~ 7 ( 現行どおり )</p> <p><b>(指定条件)</b></p> <p><b>第6条</b> ( 現行どおり )</p> <p>1 名義書換代理人(当該有価証券が投資証券である場合は「投資信託及び投資法人に関する法律」第79条第2項に規定する名義書換事務委託者。以下この号及び第35条第<u>5</u>項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該名義書換代理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)</p> <p>2 ~ 3 ( 現行どおり )</p> <p>2 エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその翌事業年度における売上高、<u>営業利益</u>、経常利益等の計画数値を掲げなければならない。</p>	<p><b>(定 義)</b></p> <p><b>第2条</b> ( 省 略 )</p> <p>1 ~ 3 ( 省 略 )</p> <p>4 会社内容説明書</p> <p>店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第5条の要件を、証取法第2条第1項第5号の3に規定する優先出資証券及び同項第7号の2に規定する投資証券に係るものについてはこの規則第6条第<u>4</u>項の要件をそれぞれ満たした、この条第6号に規定する取扱会員及び第7号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が証券仲介業務の委託を行う特別会員及び証券仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>5 ~ 7 ( 省 略 )</p> <p><b>(指定条件)</b></p> <p><b>第6条</b> ( 省 略 )</p> <p>1 名義書換代理人(当該有価証券が投資証券である場合は「投資信託及び投資法人に関する法律」第79条第2項に規定する名義書換事務委託者。以下この号及び第35条第<u>4</u>項第8号において同じ。)に事務を委託していること(当該名義書換代理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。)</p> <p>2 ~ 3 ( 省 略 )</p> <p>2 エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその翌事業年度における売上高、経常利益等の計画数値を掲げなければならない。</p>

新	旧
<p><b>3</b> <u>フェニックスに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする株券等の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。</u></p> <p><u>1 当該銘柄の発行会社に開示体制の不備及び公益又は投資者保護のため取引所が上場廃止を適当と認めたこと(以下「開示体制の不備等」とする。)により上場廃止となった場合において、開示体制の不備等が改善、整備及び解消されていること。</u></p> <p><u>2 当該銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至ったことにより上場廃止となった場合において、当該手続き等が完了していること。</u></p>	<p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p><b>4</b> ~ } ( 現 行 ど お り )</p>	<p><b>3</b> ~ } ( 省 略 )</p>
<p><b>5</b></p> <p><b>( 銘 柄 区 分 の 変 更 )</b></p> <p><b>第 12 条</b> ( 現 行 ど お り )</p> <p><b>2</b> 第 5 条 から 第 9 条 まで ( 第 6 条 第 4 項 及 び 第 5 項 並 び に 第 9 条 第 1 項 を 除 く 。 ) の 規 定 は 、 前 項 の 場 合 に つ い て 準 用 す る 。</p> <p><b>3</b> ( 現 行 ど お り )</p>	<p><b>4</b></p> <p><b>( 銘 柄 区 分 の 変 更 )</b></p> <p><b>第 12 条</b> ( 省 略 )</p> <p><b>2</b> 第 5 条 から 第 9 条 まで ( 第 6 条 第 3 項 及 び 第 4 項 並 び に 第 9 条 第 1 項 を 除 く 。 ) の 規 定 は 、 前 項 の 場 合 に つ い て 準 用 す る 。</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p>
<p><b>( エ マ ー ジ ン グ 区 分 に つ い て の 確 認 )</b></p> <p><b>第 13 条</b> エ マ ー ジ ン グ と し て 区 分 し た グ リ ー ン シ ー ト 銘 柄 の 取 扱 会 員 ( 取 扱 会 員 が 代 表 取 扱 会 員 を 定 め た 場 合 は 、 当 該 代 表 取 扱 会 員 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。 ) は 、 当 該 銘 柄 を エ マ ー ジ ン グ と し て 区 分 し て 指 定 <u>又は区分変更した日</u> を 含 む 事 業 年 度 の 次 の 事 業 年 度 の 末 日 か ら 3 ヶ 月 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 、 別 表 に 定 め る 基 準 に よ り 判 定 し た 結 果 を 、 所 定 の 様 式 に よ り 、 本 協 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない 。</p> <p><b>2</b> ( 現 行 ど お り )</p> <p><b>3</b> 第 1 項 の 判 定 の 結 果 、 別 表 に 定 め る 基 準 を 満 た し た 銘 柄 の 取 扱 会 員 は 、 第 1 項 で 判 定 し た 事 業 年</p>	<p><b>( エ マ ー ジ ン グ 区 分 に つ い て の 確 認 )</b></p> <p><b>第 13 条</b> エ マ ー ジ ン グ と し て 区 分 し た グ リ ー ン シ ー ト 銘 柄 の 取 扱 会 員 ( 取 扱 会 員 が 代 表 取 扱 会 員 を 定 め た 場 合 は 、 当 該 代 表 取 扱 会 員 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。 ) は 、 当 該 銘 柄 を エ マ ー ジ ン グ と し て 区 分 し て 指 定 し た 日 を 含 む 事 業 年 度 の 次 の 事 業 年 度 の 末 日 か ら 3 ヶ 月 を 経 過 す る 日 ま で の 間 に 、 別 表 に 定 め る 基 準 に よ り 判 定 し た 結 果 を 、 所 定 の 様 式 に よ り 、 本 協 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない 。</p> <p><b>2</b> ( 省 略 )</p> <p><b>3</b> 第 1 項 の 判 定 の 結 果 、 別 表 に 定 め る 基 準 を 満 た し た 銘 柄 の 取 扱 会 員 は 、 第 1 項 で 判 定 し た 事 業 年 度</p>

新	旧
<p>度の後2事業年度が経過するごとに、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p><u>ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>1 <u>第1項で判定した事業年度又はこの項の審査等の対象となった事業年度の翌々事業年度において決算期変更に伴う変則決算を行った場合</u>  <u>変則決算を行った事業年度の翌事業年度を審査等を行う対象の事業年度として取り扱うこととし、当該変則決算を行った事業年度の直前事業年度との比較により売上高等の増加状況を確認する。</u></p> <p>2 <u>第1項で判定した事業年度又はこの項の審査等の対象となった事業年度の翌々事業年度において決算期変更に伴う変則決算を行った場合</u>  <u>当該変則決算を行った事業年度の直前事業年度との比較により売上高等の増加状況を確認する。</u></p> <p>4 第3項の審査等の結果、<u>売上高等の増加状況及び事業の成長性が認められないと判断した銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</u></p> <p>5 ( 現行どおり )</p> <p>6 第5条から第9条まで(第6条第4項及び第5項並びに第9条第1項を除く。)及び前条第3項の</p>	<p>の後2事業年度ごとに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査を行い、当該審査を行う対象の事業年度の末日から3ヶ月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>4 前項の審査の結果、<u>事業の成長性が認められないと判断した銘柄の取扱会員は、前項の報告と同時に、所定の様式により、当該銘柄の指定をエマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</u></p> <p>5 ( 省 略 )</p> <p>6 第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)及び前条第3項の</p>

新	旧
<p>規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。</p>	<p>規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。</p>
<p>7 ( 現行どおり )</p>	<p>7 ( 省 略 )</p>
<p><b>(発行会社に対する会社情報の開示の指導)</b></p>	<p><b>(発行会社に対する会社情報の開示の指導)</b></p>
<p><b>第14条</b> グリーンシート銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの章に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。</p>	<p><b>第14条</b> グリーンシート銘柄の取扱会員は、当該銘柄の発行会社に対し、会社内容説明書等の作成及びこの節に定める報告について、責任を持って指導しなければならない。なお、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は当該代表取扱会員が指導を行い、当該指導に対してすべての取扱会員が連帯して責任を負わなければならない。</p>
<p><b>(取扱会員としての指定の取消し)</b></p>	<p><b>(取扱会員としての指定の取消し)</b></p>
<p><b>第35条</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>第35条</b> ( 省 略 )</p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p>3 第1項の届出は、指定の取消しを希望する日の<u>前月の相当する日(相当する日がない場合には、その月の末日)</u>の前日までに行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>3 第1項の届出は、指定の取消しを希望する日の<u>10営業日前まで</u>に行わなければならない。ただし、本協会が特に認めた場合はこの限りではない。</p>
<p><b>4</b> <u>前項の場合において、指定取消しに係る届出がなされた時点において当該銘柄の取扱会員等となっていた当該取扱会員等は、本協会が第33条に規定する売買停止措置を講じた場合を除き、当該銘柄について、指定取消日前日までの間、原則として、継続して店頭取引を行わなければならない。</u></p>	<p>( 新 設 )</p>
<p><b>5</b> ( 現行どおり )</p>	<p><b>4</b> ( 省 略 )</p>
<p>1 ( 現行どおり )</p>	<p>1 ( 省 略 )</p>
<p>2 破産手続、<u>民事再生手続、会社更生手続又は会社整理</u> グリーンシート銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は会社整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。</p>	<p>2 破産手続、再生手続、更生手続又は整理 グリーンシート銘柄の発行会社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続、更生手続若しくは整理を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合。</p>
<p>3～5 ( 現行どおり )</p>	<p>1～5 ( 省 略 )</p>

新	旧
<p>6 <u>虚偽記載（有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、証取法第 10 条（証取法第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 10 に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（証取法第 172 条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により証取法第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。）又は不適正意見等</u></p>	<p>6 虚偽記載又は不適正意見等</p>
<p>7 ~ 11 ( 現行どおり )</p>	<p>7 ~ 11 ( 省 略 )</p>
<p><u>6</u></p>	<p><u>5</u></p>
<p>~ } ( 現行どおり )</p>	<p>~ } ( 省 略 )</p>
<p><u>8</u></p>	<p><u>7</u></p>
<p><b>(グリーンシート制度負担金)</b></p>	<p><b>(グリーンシート制度負担金)</b></p>
<p><b>第 41 条</b> 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、グリーンシート制度負担金を本協会に納入しなければならない。<u>ただし、必要に応じ、グリーンシート銘柄の発行会社が納入することを妨げない。</u></p>	<p><b>第 41 条</b> 取扱会員等は、本協会が別に定めるところにより、グリーンシート制度負担金を本協会に納入しなければならない。</p>
<p><u>2</u> 前項ただし書きの場合において、取扱会員（代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員）は、グリーンシート銘柄の発行会社に対</p>	<p>( 新 設 )</p>

新	旧
<p data-bbox="229 322 788 405"><u>し、グリーンシート制度負担金の納入するよう責任を持って指導しなければならない。</u></p> <p data-bbox="443 465 568 499">付 則</p> <p data-bbox="252 562 756 595">この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)別表の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>( 現行どおり )</p> <p>指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における<u>a.売上高、b.営業利益又はc.経常利益のそれぞれの実績額</u></p> <p>指定日の直前事業年度における<u>a.売上高、b.営業利益又はc.経常利益のそれぞれの実績額</u></p> <p>指定の際の会社内容説明書に記載した、指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における <u>a.売上高、b.営業利益又はc.経常利益のそれぞれの計画額</u></p> <p>( 現行どおり )</p> <p>1. 増益予想 [( - ) &gt; 0 ] のとき</p> $\frac{\text{ - }}{\text{ - }} \times 100$ <p>(算出に当たり、 から については、aからcのそれぞれ同一の項目の該当数値を用いて、それぞれの項目について算出する。)</p> <p>の算式で得られた<u>売上高、営業利益又は経常利益のそれぞれの数値がいずれも50に満たない</u>ときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p> <p>2. 減益予想 [( - ) 0] のとき</p> <p><u>売上高、営業利益又は経常利益において、いずれも が 満たない</u>ときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p>	<p>( 省 略 )</p> <p>指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における<u>経常利益の実績額</u></p> <p>指定日の直前事業年度における<u>経常利益の実績額</u></p> <p>指定の際の会社内容説明書に記載した、指定日から 1 年を経過した日を含む事業年度における <u>経常利益の計画額</u></p> <p>エマージング区分に指定した後に行われる業績予想の修正については、これらの数値に反映しない。</p> <p>1. 増益予想 [( - ) &gt; 0 ] のとき</p> $\frac{\text{ - }}{\text{ - }} \times 100$ <p>( 新 設 )</p> <p>の算式で得られた数値が 50 に満たないときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p> <p>2. 減益予想 [( - ) 0] のとき</p> <p>が 満たないときは、エマージングからオーディナリーに変更する届出を行わなければならない。</p>

新	旧
付 則  この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号) 細則の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<p><b>(本協会への報告項目)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 規則第<u>16</u>条第 1 項に規定する会社情報等報告細則に定める事象は、別表に掲げるものとする。</p> <p><b>(取扱会員及び本協会における縦覧)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第<u>16</u>条第 <u>7</u> 項及び第 <u>8</u> 項に規定する会社情報等報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中 10 に掲げるものを除く。)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>(本協会への報告項目)</b></p> <p><b>第 3 条</b> 規則第<u>31</u>条第 1 項に規定する会社情報等報告細則に定める事象は、別表に掲げるものとする。</p> <p><b>(取扱会員及び本協会における縦覧)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 規則第<u>31</u>条第 <u>2</u> 項及び第 <u>3</u> 項に規定する会社情報等報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中 10 に掲げるものを除く。)とする。</p>

「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)細則別表の一部改正について

平成 18 年 3 月 14 日

( 下線部分変更 )

新	旧
<b>報告事象欄</b>	<b>報告事象欄</b>
<p>2 ( 現行どおり )</p> <p>( 1 ) ~ ( 25 ) ( 現行どおり )</p> <p>( 26 ) ( 1 ) から <u>( 25 )</u> までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>3 発行会社が親会社を有している場合は、2 の ( 26 ) に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p>	<p>2 ( 省 略 )</p> <p>( 1 ) ~ ( 25 ) ( 省 略 )</p> <p>( 26 ) ( 1 ) から <u>( 24 )</u> までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。</p> <p>3 発行会社が親会社 ( <u>当該発行会社の総株主の議決権 ( 総出資者の議決権を含み、株式会社にあっては、商法第 211 条の 2 第 4 項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この 3 において同じ。)</u> ) の過半数を保有している会社 ( 会社以外の法人及び当該発行会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。 ) をいう。以下同じ。 ) を有している場合は、2 の ( 26 ) に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。</p>
<p>10 ( 現行どおり )</p> <p>( 削 る )</p> <p>( 1 )</p> <p>~ } ( 現行どおり )</p> <p>( 12 )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>10 ( 省 略 )</p> <p>( 1 ) <u>株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し(1(1)に基づき報告するものを除く。)</u></p> <p>( 2 )</p> <p>~ } ( 省 略 )</p> <p>( 13 )</p>